６．税金の控除・減免について

（１）所得税、道・市民税の控除

【担当】＜所得税＞　国税相談専用ダイヤル（電話相談の方）　TEL 0570-00-5901
室蘭税務署（電話相談以外の方）　TEL 22-4151
＜道・市民税＞　室蘭市役所 市税課 市民税　TEL 25-2294
または勤務先の給与担当へ

■内容
■対象

障がいのある人または障がいのある人を扶養している人は、所得控除として障害者控除が受けられます。（所得税と道・市民税は控除額などが異なります。なお、道・市民税では、障がいのある人ご本人の合計所得が一定額以下であれば非課税になります。）

（２）相続税の控除

【担当】国税相談専用ダイヤル（電話相談の方）　TEL 0570-00-5901
室蘭税務署（電話相談以外の方）　TEL 22-4151

■内容
■対象

障がいのある人が相続により財産を取得した場合、障害者控除が受けられる場合があります。

（３）消費税の身体障害者用物品非課税

【担当】国税相談専用ダイヤル（電話相談の方）　TEL 0570-00-5901
室蘭税務署（電話相談以外の方）　TEL 22-4151

■内容
■対象

義肢・視覚障害者用安全つえ、車いすその他の物品で、身体障がいのある人が使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品として厚生労働大臣が指定した物品の譲渡、貸付けなどは、非課税とされています。

（４）事業税の非課税

【担当】胆振総合振興局 課税課 事業税間税係　TEL 24-9579

■内容
■対象

重度の視覚障がいのある人が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合、非課税になります。

（５）自動車税の課税減免・環境性能割の減免

【担当】胆振総合振興局 納税課 収納管理係　TEL 24-9585

■内容

身体などに障がいのある人のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税の課税減免および環境性能割または軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

■対象

＜減免などの対象となる自動車＞

減免の対象となる自動車は、身体障がいのある人、１人につき自家用の自動車１台に限られます。

①身体障がいのある人が所有する自動車
- もっぱらその身体障がいのある人が運転をするもの
- その身体障がいのある人と生計を同じくする人がもっぱらその身体障がいのある人のために運転をするもの[注１]

②身体障がいのある人と生計を同じくする人が所有する自動車
- もっぱらその身体障がいのある人が運転をするもの
- その身体障がいのある人と生計を同じくする人がもっぱらその身体障がいのある人のために運転をするもの[注１]

③身体などに障がいのある人だけで構成される世帯の人が所有する自動車
- 身体障がいのある人を介護する人がもっぱらその身体障がいのある人のために運転をするもの[注１]（障害福祉課で発行する常時介護証明書が必要です。）

④構造上、身体障がいのある人が利用するための自動車

（注１）身体障がいのある人の通院、通学、通所または生業のために、その身体障がいのある人を自動車に乗せて、おおむね週１日以上運転することを継続的に行う場合に限ります。

＜課税減免などの対象となる障害の範囲＞

①　身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分		障害の級別
下肢不自由		１級～６級
体幹不自由		１級～３級、５級
視覚障害		１～４級
聴覚障害		２級、３級
平衡機能障害		３級、５級
音声機障害		３級（喉頭摘出による音声機能障害があ場合に限る）
上肢不自由		１～３級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級～３級
	移動機能	１級～６級
内部機能障害		１級、３級、４級
ヒト免疫不ウイルスによる免疫機能障害		１級～４級
肝臓機能障害		１級～４級

②知的障がいのある人
- 療育手帳の交付を受けている人

③精神に障がいのある人
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※戦傷病者手帳の交付を受けている人も課税減免などを受けられる場合があります。

（６）軽自動車税の種別割減免

【担当】室蘭市役所 市税課 市民税係　TEL 25-2293

■内容

自動車税と同様に、軽自動車税種別割についても一定の要件に当てはまるものは、申請により減免を受けることができます。

■対象

自動車税の課税免除の対象とほぼ同じ内容ですが、詳細について担当までお問い合わせください。